

高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画  
(行動計画)

平成29年2月17日

高知県農業振興部農業基盤課

## 目次

1. はじめに	.....	1
2. 現状と課題	.....	2
(1) 現状	.....	2
(2) 課題	.....	2
3. 本計画の対象範囲	.....	3
(1) 対象施設		
(2) 計画期間	.....	3
4. 取組の方向性	.....	3
(1) 個別施設計画の策定	.....	3
(2) 定期点検の実施	.....	3
(3) 保全対策の実施	.....	4
(4) データの蓄積	.....	4
<b>【別添1】個別施設計画策定要領</b>		
1. 個別施設計画の策定方針		
2. 個別施設計画の対象		
3. 個別施設計画の様式		

## 1. はじめに

土地改良施設は、本県の農業振興のうえで不可欠な基本インフラであり、これまでに約 2,400km の農業用排水路や 50 箇所排水機場等を整備してきた。

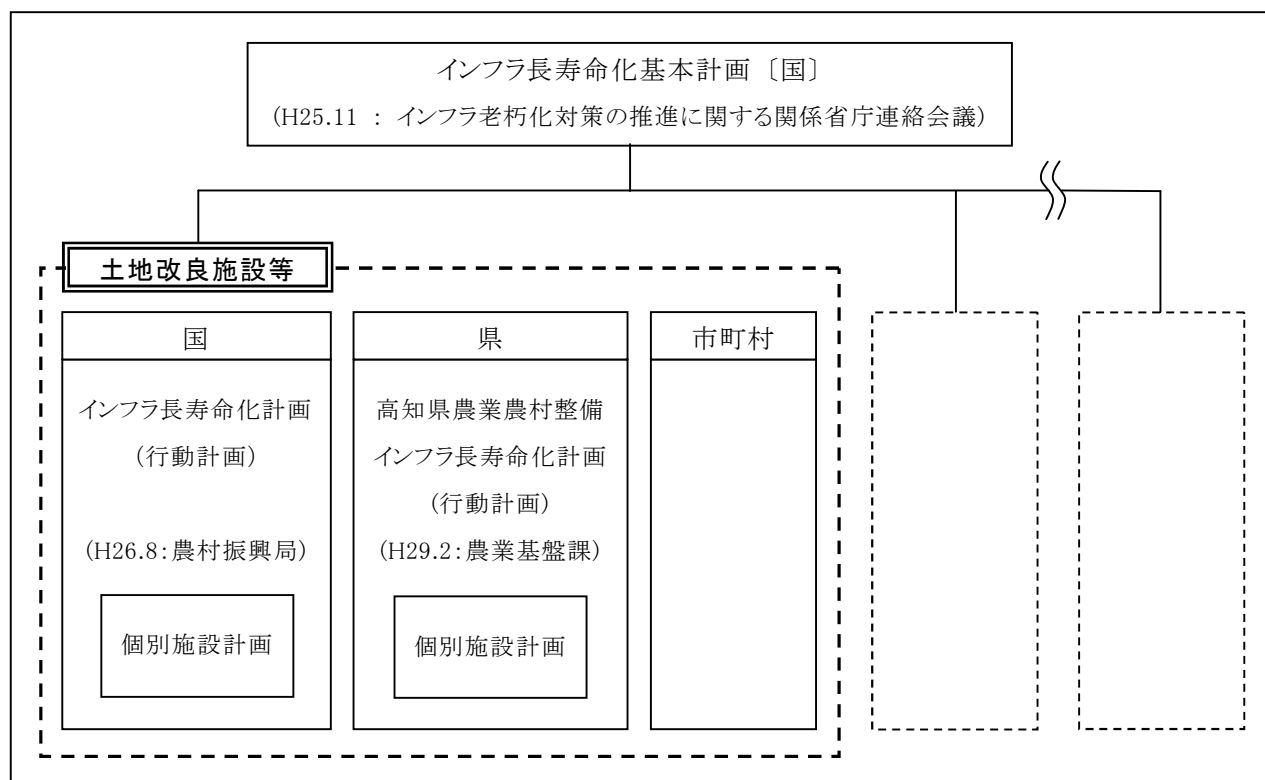
また、農道の延長は、農道として管理されているものだけでも 500km 以上に及んでいる。

しかしながら、これらの施設の多くは耐用年数が超過し老朽化が進行しており、特に、排水機場や頭首工（可動堰）等の点的施設は、一旦機能障害に陥れば、営農活動や住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、突発事故の発生や施設の機能低下が懸念されている。

こうした中、平成 25 年 11 月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、インフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、この基本計画の中で、国の関係省庁及び地方公共団体の各機関（各インフラを管理・所管する者）は、中期的な取組の方向性を示す計画として「インフラ長寿命化計画」（以下、「行動計画」という。）を策定し、併せて個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定することとしている。

このため、本県が所管する土地改良施設等を対象に「高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、長寿命化に向けた取組を推進する。

### インフラ長寿命化計画の体系 [イメージ図]



## 2. 現状と課題

### (1) 現状

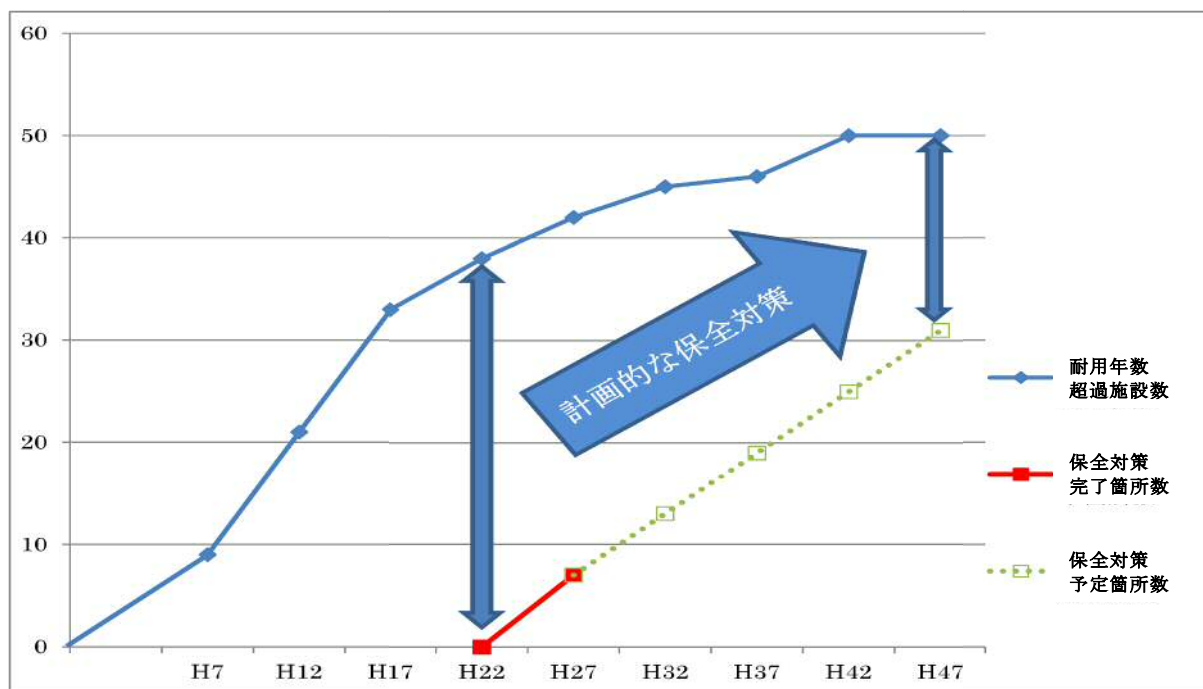
これまで県営や団体営土地改良事業等で整備してきた土地改良施設等（以下、「インフラ」という。）は表－1のとおりである。これらの施設の管理は、地すべり防止施設を除き、市町村や土地改良区等が行っている。

表－1 農業基盤課所管のインフラ

H28. 4. 1 現在

分類	施設名	施設数	施設管理者
農業水利施設	揚水機場	29 箇所	市町村・土地改良区等
	排水機場	50 箇所	〃
	頭首工	54 箇所	〃
	用排水路	2,378 k m	〃
	ため池	397 箇所	〃
農道	農道	574 k m	市町村
	橋梁	132 箇所	〃
	トンネル	14 箇所	〃
地すべり防止施設 (指定地区数 55 地区)	アンカー	46 箇所	県
	集水井	17 箇所	〃
	排水ボーリング	418 箇所	〃
	排水路(承水路を含む)	88 k m	〃
	排水トンネル	18 箇所	〃
	堰堤	73 箇所	〃

耐用年数を超過した施設数と保全対策完了施設数（排水機場）



### (2) 課題

農業基盤課が所管するインフラの多くは、老朽化が進行し維持管理コストも増加しており、今後、補修や更新等の時期が集中することが予想されるため、施設の老朽度に沿った計画的な長寿命化対策が不可欠となっている。

### 3. 本計画の対象範囲

#### (1) 対象施設

本計画は、農業基盤課が所管するインフラのうち表－2に示す施設を対象とする。

表－2 インフラ長寿命化計画対象施設

分類	施設名	施設数	選定基準
農業水利施設	揚水機場	5 箇所	県営造成施設
	排水機場	38 箇所	〃
	頭首工	17 箇所	〃
	用排水路	1,720 k m	〃
	ため池	38 箇所	県が整備したため池
地すべり防止施設	アンカー	46 箇所	全ての施設
	集水井	17 箇所	〃
	排水ボーリング	418 箇所	〃
	排水路(承水路を含む)	88 k m	〃
	排水トンネル	18 箇所	〃
	堰堤	73 箇所	〃

#### (2) 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までとする。

### 4. 取組の方向性

#### (1) 個別施設計画の策定

施設の老朽化状況等を踏まえた中期的な補修及び更新等のコストの見通しを明らかにするため、保全対策実施時期、対策工法、概算工事費等を記載した個別施設計画を策定する。

なお、対象施設（表－2）のうち、以下の項目に該当する施設等については、その対象から除く場合がある。

- ① 重大な事故につながる可能性が極めて小さい施設
- ② 施設の規模、受益面積等が一定程度以下の施設であって、予防保全を実施することが経済的に不利となる可能性が高い施設
- ③ 消耗又は劣化が想定できない施設
- ④ 造成、更新等の実施後、間もない施設

施設ごとの個別施設計画の策定要領については、別添 1 のとおりである。

#### (2) 定期点検の実施

毎年実施する「防災点検」や定期点検等により、施設の老朽化状況等を継続的に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて個別施設計画の見直しを行う。

### (3) 保全対策の実施

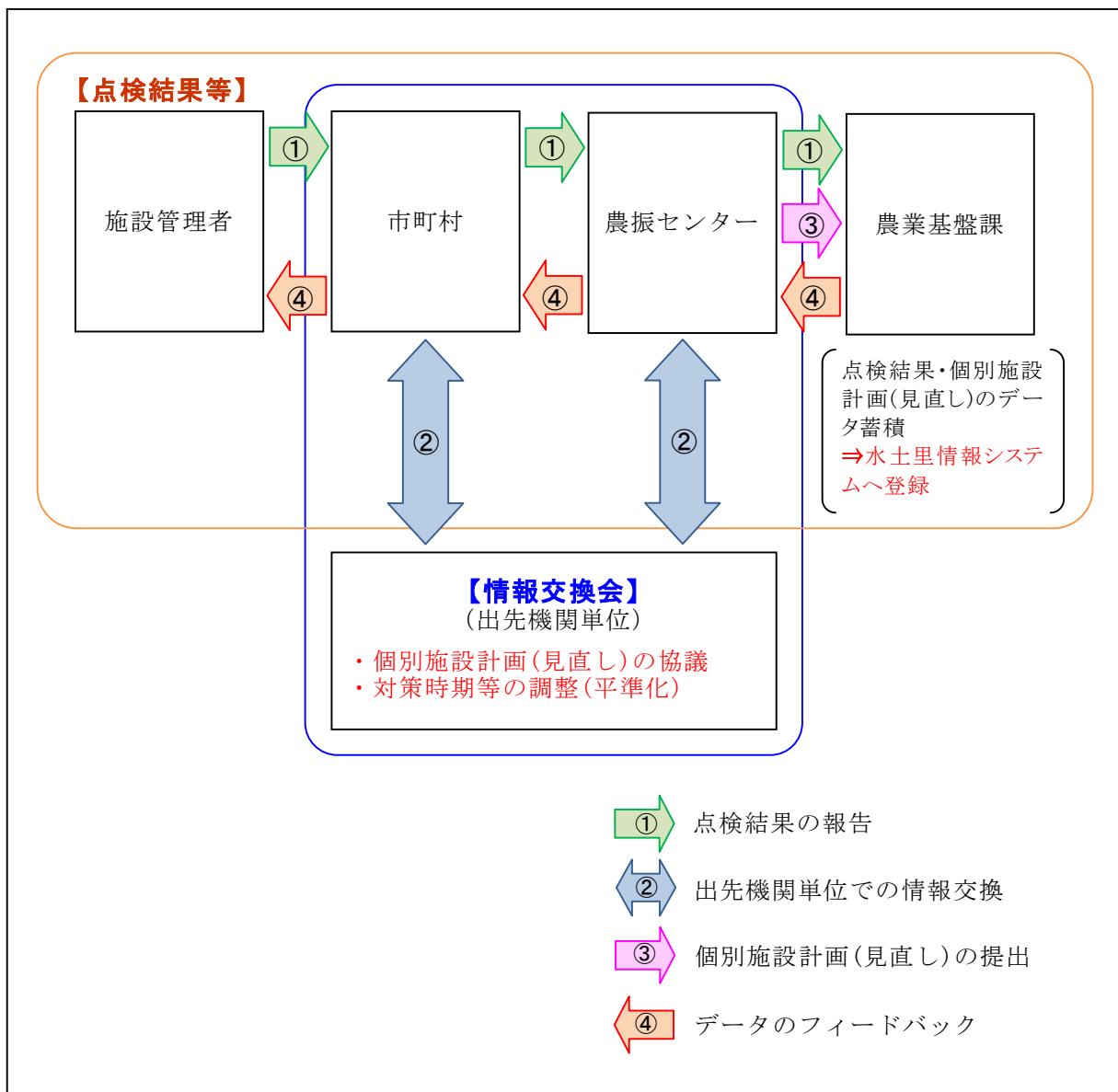
厳しい財政状況の下、必要な予算の安定的な確保に努力しつつ、個別施設計画や施設の点検結果等に基づき、適時適切に施設の補修・更新等を行うことで、維持管理費を含むトータルコスト（ライフサイクルコスト(LCC)）の縮減を図る。

### (4) データの蓄積

「地図情報システム（水土里情報システム）」に個別施設計画の情報を蓄積し、視覚化と共有化を図る。

また、点検結果等のフィードバックや、定期的な情報交換会の開催など関係者（市町村・施設管理者等）との連携体制を構築し、実効性のある取組を推進する。

連携体制のイメージ図



## 個別施設計画策定要領

### 1. 個別施設計画の策定方針

施設の老朽化状況等を踏まえた中期的な補修及び更新等のコストの見通しを明らかにするため、保全対策実施時期、対策工法、概算工事費等を記載した個別施設計画の策定を促進する。

ただし、「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づく「機能保全計画」を策定している施設については、その機能保全計画をもって個別施設計画とみなすこととする。

### 2. 個別施設計画の対象

#### (1) 農業水利施設（ため池以外）

- ① 点的施設（排水機場、頭首工等）については、県営造成施設のうち、受益面積が20ha以上の施設
- ② 線的施設（用水路、排水路等）については、県営造成施設のうち、受益面積が200ha以上、かつ、重大な事故につながる可能性が大きい施設

#### (2) 農業水利施設（ため池）

- ① 県営事業で整備・改修したため池

#### (3) 地すべり防止施設

- ① アンカー
- ② 集水井

### 3. 個別施設計画の様式

個別施設計画の様式は、下記のとおりとする。

- ① 農業水利施設（点的施設） …… 様式 1
- ② 農業水利施設（線的施設） …… 様式 2
- ③ 農業水利施設（ため池） …… 様式 3
- ④ 地すべり防止施設 …… 様式 4









